別紙１

令和９年度別府競輪誘客プロモーション業務

仕様書

別府市公営事業局

令和９年度別府競輪誘客プロモーション業務

１　業務名

令和９年度別府競輪誘客プロモーション業務

２　業務場所

別府市亀川東町１番３６号　別府競輪場　外

３　業務期間

契約締結の日の翌日から令和１０年３月３１日

４　業務目的

本業務は、別府競輪場の認知度向上、新規ファンの獲得、来場促進及びファンの定着を図るとともに、地域に親しまれ、幅広い層から関心を持たれる競輪場を目指し、これらを通じて別府競輪の売上向上に寄与することを目的とする。

この目的を達成するため、既存ファンのみならず、これまで別府競輪及び競輪と接点が少なかった層に対しても別府競輪場の魅力を効果的に発信し、年間を通じた一貫性のあるプロモーションを実施するものとする。

また、別府市の観光、温泉等の地域特性をいかしながら、別府競輪場への関心や来場につながる情報発信を行うものとする。

５　業務内容

(1)　年間プロモーション企画

受託者は、別府競輪場の現状及び課題を分析し、認知度向上、新規ファンの獲得、来場促進及びファンの定着等を目的とした年間プロモーションの企画を立案し、別府市に提案すること。

企画に当たっては、ターゲットの設定、訴求テーマ及び訴求内容、効果的な広告媒体や情報発信手法、実施時期等を検討し、年間を通じて一貫性を持った内容とすること。

なお、具体的な実施内容については、企画提案時の提案内容を基本とし、契約締結後、別府市と協議の上、決定するものとする。

(2)　広告・プロモーション業務

受託者は、年間プロモーションの方向性に基づき、別府競輪の認知度向上、新規ファンの獲得及び来場促進等につながる広告・プロモーションを企画し、実施すること。

広告媒体及び広告手法については、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、WEB、SNS、動画、デジタルサイネージ、屋外広告、交通広告その他の媒体を含め、ターゲット及び目的に応じた効果的な手法を提案すること。具体的な広告媒体、実施時期、実施回数等につい

ては、契約締結後、別府市と協議の上決定すること。

(3) 開設７７周年記念別府競輪ＧⅢナイター（オランダ王国友好杯)・ワールドサイクリスト支援競輪ＧⅢナイター等に係る広告及びプロモーション業務

受託者は、別府競輪場で開催する、開設７７周年記念別府競輪ＧⅢナイター（オランダ王国友好杯)・ワールドサイクリスト支援競輪ＧⅢナイターについて、開催の特徴、ターゲット及び開催時期等を踏まえた広告・プロモーションを企画し、実施すること。

開催告知のポスターの制作をすること。デザイン、仕様、制作枚数、掲出方法等については、別府市と協議の上決定すること。

(4) 広告物等の企画及び制作

受託者は、本業務に必要となる広告物及びプロモーションツールについて、企画、デザイン及び制作を行うこと。

(5) その他のプロモーション施策

受託者は、本業務の目的を達成するため、広告媒体による情報発信のほか、グッズ制作、キャンペーン、企業等との連携、PR 企画その他効果的と考えられるプロモーション施策を提案することができる。また、年間プロモーションの一環として、別府競輪場への来場促進、認知度向上、新規ファンの獲得等に効果的と認められる場合は、別府競輪場内におけるイベント等の企画・提案をすることができる。

イベント等を実施する場合は、その目的、実施時期、内容及び規模等については、別府市と協議の上決定すること。

(6) プロモーション施策の効果検証及び改善提案

受託者は、実施した広告・プロモーション施策について、その実施状況及び効果を検討し、課題の把握及び分析を行うこと。また、検証結果を踏まえ、より効果的な広告媒体や情報発信手法について、必要に応じて改善案を別府市に提案すること。

共通事項

1　契約締結後の実施計画及び協議

(1) 受託者は、契約締結後速やかに、企画提案内容及び本仕様書に基づく年間計画を作成し、別府市の確認を受けること。

(2) 受託者は、別府市及び関係機関等と十分に連携し、必要に応じて協議を行いながら業務を遂行すること。

(3) 別途発注する式典、イベント運営業務その他関連業務の受託者と必要な情報共有及び連携を行うこと。

(4)　企画提案書に記載された個別の広告媒体、制作物、イベント、キャンペーンその他の施策、実施時期、数量等については、契約締結後の業務内容を確定するものではない。

(5)　受託者決定後は、企画提案内容を基本としつつ、別府競輪の開催状況、事業方針、広告効果その他の事情を踏まえ、別府市と受託者が協議の上、具体的な実施内容を決定するものとする。

(6)　業務期間中においては、より効果的な広告・プロモーション手法があると認められる場合は、別府市と受託者が協議の上、実施内容を変更することができる。

２　業務報告

受託者は、本業務の実施状況について別府市に報告するとともに、業務終了後、実施した広告・プロモーションの内容、実績及び効果の分析等を含む実施報告書を提出すること。

３　成果物等

(1)　本業務により制作した広告物、映像、画像、デザインその他の成果物については、別府市が今後の広報・プロモーション等に活用できるよう、必要なデータを提出すること。

(2)　本業務により制作した成果物に係る著作権（著作権法第２７条及び２８条に規定する権利を含む。）は、別府市に帰属するものとする。

(3)　受託者は、別府市及び別府市が指定する者に対し、本業務により制作した成果物について著作者人格権を行使しないものとする。

(4)　成果物に第三者が権利を有する著作物、写真、映像、音楽、フォントその他の素材を使用する場合は、受託者の責任において必要な権利処理を行うこと。

(5)　成果物の形式、提出方法その他必要な事項については、別府市と協議の上決定すること。